

平成28年9月2日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

ジカウイルス感染症に関する注意喚起の継続について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、ジカウイルス感染症の流行地域が拡大していること、リオデジャネイロオリンピック、パラリンピック等のため、流行地域への多くの渡航者が見込まれることや帰国後に医療機関を受診する可能性があること、また、国内ではヒトスジシマカが現在も発生していることや平成26年にヒトスジシマカで媒介されるデング熱の国内感染事例が8月下旬から9月上旬を中心に発生した事例もあることから、渡航者へのジカウイルス感染症に関する注意喚起の継続を依頼するとともに、医療機関等に対して、診療の際に渡航歴の確認を行うこと等をお願いするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・妊婦及び妊娠の可能性のある方は、可能な限り流行地域への渡航を控える。
- ・流行地域においては、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないように注意する。
- ・流行地域において、蚊に刺されてから数日後に、発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛等の症状が見られたら、医療機関を受診する。
- ・流行地域での滞在中及び帰国後最低8週間(パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中)は、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控える。
- ・流行地域から帰国後最低2週間は、虫よけ剤を使用するなどして蚊に刺されないための対策をとる。

参考1：予防のための注意喚起

ジカウイルス感染症に関するQ&Aについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109899.html>

ジカウイルスの流行地域

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

参考2：医療機関における診療等のための情報提供

蚊媒介感染症の診療ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130605.pdf>

ジカウイルス感染症診療Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000134408.pdf>

ジカウイルス感染症専門医療機関ネットワーク

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/zika_list.html

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に関する注意喚起の継続について

ジカウイルス感染症については、中南米・カリブ海地域やアジア地域を中心に発生が確認されており、最近では、米国フロリダ州の一部やシンガポールが新たに流行地域となるなど、流行地域は拡大しております。

今般、リオデジャネイロオリンピックの参加者等が帰国し、今後医療機関を受診する可能性があること、リオデジャネイロオリンピックが閉幕した後も、リオデジャネイロパラリンピック等、引き続き、流行地域への多くの渡航者が見込まれること、また、ジカウイルス感染症はヒトスジシマカを媒介して感染する感染症であり、国内においてはヒトスジシマカが現在も発生していること、平成 26 年に同じヒトスジシマカで媒介されるデング熱の国内感染事例が 8 月下旬から 9 月上旬を中心に発生した事例も存在することから、別紙のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）あてに、注意喚起の継続のお願いをしたところです。

つきましては、ジカウイルス感染症を疑う症状のある方が医療機関を受診した際に渡航歴の確認を行うことや、妊婦等に対しては可能な限り流行地域への渡航を控えるよう助言することについて、貴会会員への周知につきまして御配慮の程お願いします。

参考 1：予防のための注意喚起

ジカウイルス感染症に関する Q & A について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109899.html>

ジカウイルスの流行地域

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

参考 2：医療機関における診療等のための情報提供

蚊媒介感染症の診療ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130605.pdf>

ジカウイルス感染症診療 Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000134408.pdf>

ジカウイルス感染症専門医療機関ネットワーク

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/zika_list.html

事務連絡
平成28年9月1日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に関する注意喚起の継続について

ジカウイルス感染症については、中南米・カリブ海地域やアジア地域を中心に発生が確認されており、ジカウイルス感染症の予防のための注意喚起や医療機関における診療等のための情報提供に対応いただいています。最近では、米国フロリダ州の一部やシンガポールが新たに流行地域となるなど、流行地域は拡大しております。

リオデジャネイロオリンピックが閉幕した後も、リオデジャネイロパラリンピック等、引き続き、流行地域への多くの渡航者が見込まれること、また、ジカウイルス感染症はヒトスジシマカを媒介して感染する感染症であり、国内においてはヒトスジシマカが現在も発生していること、平成26年に同じヒトスジシマカで媒介されるデング熱の国内感染事例が8月下旬から9月上旬を中心に発生した事例も存在することから、以下について、渡航者への注意喚起を含め、引き続き、御対応方よろしく申し上げます。

また、リオデジャネイロオリンピックの参加者等が帰国し、今後医療機関を受診する可能性があることから、管内の医療機関等に対して、診療の際には渡航歴の確認を行うこと等について、周知いただけますようお願いいたします。

なお、同様の内容について、公益社団法人日本医師会宛てに連絡しましたので、御承知おき願います。

- ・妊婦及び妊娠の可能性のある方は、可能な限り流行地域への渡航を控える。
- ・流行地域においては、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないように注意する。
- ・流行地域において、蚊に刺されてから数日後に、発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛等の症状が見られたら、医療機関を受診する。
- ・流行地域での滞在中及び帰国後最低8週間（パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中）は、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控える。
- ・流行地域から帰国後最低2週間は、虫よけ剤を使用するなどして蚊に刺されないための対策をとる。

参考１：予防のための注意喚起

ジカウイルス感染症に関するＱ＆Ａについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109899.html>

ジカウイルスの流行地域

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

参考２：医療機関における診療等のための情報提供

蚊媒介感染症の診療ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130605.pdf>

ジカウイルス感染症診療Ｑ＆Ａ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000134408.pdf>

ジカウイルス感染症専門医療機関ネットワーク

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/zika_list.html